

第120号議案

足立区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月20日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

足立区旅館業法施行条例（平成24年足立区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

旅館業法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。